

# 平成 25 年第 10 回教育委員会臨時会記録

平成 25 年 11 月 1 日（金）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成 25 年 11 月 1 日 ( 金 ) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 2 時 16 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 田中 奈那子

委員 對馬 初音 委員 折井 麻美子

教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校担当 教育部長 玉山 雅夫

生涯学習スポーツ担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂

庶務課長 北風 進 特別支援課長 塩畑 まどか

学校整備課長 喜多川 和美 生涯学習推進課長 濱 美奈子

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 0 名

## 会議に付した事件

### (議案)

議案第 62 号 杉並区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

議案第 63 号 平成 25 年度杉並区一般会計補正予算 (第 5 号)

## 目 次

議事録署名委員の指名について . . . . .	4
議案	
議案第 62 号 杉並区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条 例 . . . . .	4
議案第 63 号 平成 25 年度杉並区一般会計補正予算 ( 第 5 号 ) . . . . .	7

**委員長** それでは、ただ今から、平成 25 年第 10 回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、田中委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。議事日程は、ご案内のとおり、議案が 2 件となっております。日程第 1 議案第 62 号及び、日程第 2 議案第 63 号の議案は、平成 25 年第 4 回区議会定例会の提出予定議案で「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがいまして、同法律第 13 条により、これらの議案の審議を非公開にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がないようですので、日程第 1 議案第 62 号及び、日程第 2 議案第 63 号につきましては、会議を非公開とし、審議することといたします。

それでは議案の審議の方に入らせていただきます。日程第 1 議案第 62 号「杉並区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第 62 号につきまして、ご説明を申し上げます。

杉並区社会教育委員は、社会教育法第 15 条の規定に基づきまして、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から、杉並区教育委員会が委嘱することとしているところでございます。

本年 6 月に公布されました、いわゆる地域主権改革第三次一括法によりまして、地方公共団体の自治事務を法令等で義務付け、枠付けしているものの見直しと、条例制定権の拡大を進めるために社会教育法の一部が改正されまして、社会教育委員の委嘱の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。

このことに伴いまして、社会教育委員の委嘱の基準を「杉並区社会教育委員の設置に関する条例」に定める必要があることから、この条例案の作成に当たり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後から 2 枚目に添付をしました新旧対照表をご覧くださいと存じます。

本年9月に文部科学省令が公布をされまして、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準といたしまして、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から委嘱することとすると定められましたことから、この基準を参酌しまして、第2条のとおり定めることといたしました。

最後に附則でございますが、平成26年4月1日からとしてございます。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明について、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**田中委員** 任期の2年は変わりなく2年なんですね。

**庶務課長** 改正ございません。

**委員長** 他にいかがでしょうか。

質問ではないんですが、社会教育委員というのは、なかなかこう一般的に知られていないというか、社会教育委員さんという方たちがどういう方たちなのか、一般の人たちの中に理解がなかなか浸透していない部分があるんじゃないかと思うんですけども。

**生涯学習推進課長** 社会教育委員の活動については、確かにそんなに認知はされていないかとも思いますが、ただ、委員として公募をしてございまして、実際にいろんな社会教育活動をしている方などに入っていてございまして、いろんな社会教育に対するご助言をいただいたりとか、会議の中でご自身の活動のお話なども出てきたりしてございまして、私どもにとってはとても意義のある委員会になってございます。

**教育長** 社会教育委員の会というものがあるんですけども、社会教育というのは学校教育を除くあらゆる教育の場を総括するわけですね。教育というのは生まれてから死ぬまで対象となるわけですけども、生涯学習社会において、学校教育の9年間、あるいは高等教育を入れて12年間ないしは16年間の、その教育を受ける機会以外の期間はすべて社会教育。この社会教育をそういう風に捉えた場合に、今後、言われているところの生涯学習社会をこれからいかに充実させていくかということをおぼろげに考え直しますと、社会教育委員の果たす役割は非常に大きなものがあります。

現在、中央教育審議会の生涯学習部会でも、この社会教育の今後の進行につい

てどう考えていったらいいのかというのは大きな話題になっていまして、そこで果たす役割の一つに社会教育主事の役割があります。社会教育主事は、いわゆる指導主事とか管理主事と同じように独任の仕事をするわけですがけれども、社会教育主事のキャリアパスを考えた時に社会教育主事以外に任用できないというあい路があるんですね。社会教育は別に社会教育主事だけがするわけではないですがけれども、社会教育をもっぱら専門とする社会教育主事をさらに今後活かしていくということも大きな課題になっています。と言いますのは、行政部局において、まちづくりとか、コミュニティの再生とか、福祉の問題であるとかを考えた時に社会教育の部分と重なり合ってくるところが非常に大きいんですね。そういう意味では、今後、社会教育として取り扱っていくことの重大性、そして社会教育のプロパーである社会教育主事の今後の活用、任用についても大きな課題となってきたという状況もあります。そういう意味では、なかなか認知されない部分ではあります、学校教育が表に出ることが多いですから。世間で知られることはあまりないんですが、実は学校教育以上に生涯学習社会を支えていく重要な役割を果たしていると考えております。

**委員長** ありがとうございます。本当に大変重要な役割を担っているということなので、これからまた、生涯学習社会に向けて新たな形で出てくるといいかな、というふうに思っています。私たちも同じように力を合わせていかなきゃいけない、と感じているところです。

**折井委員** 細かな質問になるんですが、(1)(2)(3)と違う関係者の方に入っていて、ということなんですけれども、任期2年で現在委員の方は引き続き来年も、ということなんでしょうか。それともこの、(1)(2)(3)の方達の人数に合わせるということになるんでしょうか。

**生涯学習推進課長** 任期につきましては、2回まで引き続きお引き受けいただけるということになってございますので、長くて6年まで引き続き継続してやっていただくことは可能となっております。

**生涯学習スポーツ担当部長** 補足します。今の社会教育委員は第13期でございます。この方達の任期は今年の6月から2年間ということで今やっております、条例が改正されたために任期に変動があるとか、そういうことはございません。

**委員長** 他にご意見等、ありますでしょうか。よろしいですか。それでは、特にご意見等ありませんので、議案第62号は原案のとおり可決してよろしいでしょう

か。

(「異議なし」の声)

では、異議がありませんので、議案第 62 号は原案のとおり可決いたします。

それでは続きまして、日程第 2 議案第 63 号「平成 25 年度杉並区一般会計補正予算(第 5 号)」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第 63 号「平成 25 年度杉並区一般会計補正予算(第 5 号)」につきましてご説明をいたします。議案を 2 枚おめくりいただきまして、補正予算概要の 1 ページ目をご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算が 3 事業、債務負担行為の追加が 1 件でございます。まず、歳入歳出予算についてご説明をいたします。事務事業名「特別支援教育(障害児教育)」ですが、情緒障害学級の待機児童解消を図るために、高井戸第四小学校に新たに通級学級を設置し、併せて現在、桃井第一小学校に設置をしております難聴言語障害学級を当該小学校に移転しまして、併設することによりこれまで以上の教育効果を期待するものでございます。当該予算は、教室改修のための設計費を計上するものでございます。

次に、「済美養護学校維持管理」でございますが、対象児童生徒数の増加による慢性的な教室不足の解消や児童生徒の安全確保等を図るため、当該年度から来年度にかけて既存施設の改修工事を実施するとともに、増築工事を行うことといたしました。当該予算は、教室を増設するための既存施設の改修にかかる経費及び増築にかかる設計工事費のうち、当該年度執行する経費等を計上するものでございます。なお、債務負担行為補正の当該事業分 4,500 万につきましては、平成 26 年度に執行する増築にかかる経費でございます。

次に、「小学校空調設備整備」でございますが、これまで児童生徒の科学的思考力向上のため、理科教育推進施策としまして、理科専科教員や理科支援員の配置、電子黒板機能付き大型モニターの設置等の学習環境整備を行ってきたところでございます。また、今般の「区立施設再編整備計画(素案)」におきましては、より効果的に理科教育を推進するため、科学館で実施してまいりました理科移動教室を科学館職員が学校に出向く形態に変更することとしているところです。こうしたことから、各学校における理科室の学習環境の改善と理科教育のさらなる充実を図るため、小中学校理科室にエアコンを設置することといたしました。当

該予算は、平成 26 年度中に全小学校の理科室に設置をいたしますエアコン設置工事の設計費を計上するものでございます。併せて、債務負担行為補正の当該事業分 1 億 1,100 万円につきましては、全小学校の理科室に設置をするエアコン整備工事にかかる経費でございます。

1 ページおめくりいただきますと、教育費の総額が記載されてございます。教育費全体の補正前の額に今回の補正額 5,370 万円を加えました補正後の教育費の総額は 179 億 3,102 万 4,000 円でございます。次のページの債務負担行為の追加につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

議案第 63 号につきましてはの説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明にご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特にはよろしいですか。

理科室に空調ということで、全校に支援員等含めて配置していることに関して、すごく素晴らしいなというふうに私は思っています。その中にまた、空調が入れば、さらに理科の充実というものが図れるのかな、というふうに思います。

理科離れが言われている中で、こういう形で各学校に支援をしていけるということ自体に、学校の方もやはり十分それを認識して、充実した理科教育が進められなければいけないかな、というふうに思いますので、こちらの方からも各学校の方にそんな意味で投げかけていきたいと思っています。

特によろしいですか。それでは、特に意見がありませんので、議案第 63 号につきましては原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第 63 号は原案のとおり可決いたします。

以上で、予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、何かございますでしょうか。

**庶務課長** 特段、ございません。

**委員長** では、本日の臨時会をこれにて閉会させていただきます。ご苦労様でした。